る場合にあっては、責任主管庁は無線通信局に本決議の第２附属書の規定に基づいた完全な真正性情報を1998年７月１日までに提出すること。

2bis　本決議の第１附属書§2の範囲内である衛星通信網又は衛星通信システムで1997年11月22日までにMIFRに登録されていないもののうち、付録第30号及び第30A号のプランの変更の要請を無線通信局が1997年11月22日以前に受領したものについては、責任主管庁が無線通信局に対し、本決議の第２附属書の規定に基づく完全な真正性情報を、付録第30号の第４条の関連する規定及び付録第30A号の第４条の関連する規定に基づいて使用開始の期限として定められた期間が終了するまでにできるだけ早く提出すること。

3　本決議の第１附属書§1、§2及び§3の範囲内に入る衛星通信網又は衛星通信システムで1997年11月22日までにMIFRに登録されたものについては、責任主管庁が無線通信局に対し、本決議の第２附属書の規定に基づく完全な真正性情報を、2000年11月21日又は衛星通信網の使用開始のための通告期日（延長期間を含む。）のうちどちらか遅い期日までに、提出するものとすること。

4　上記決議事項２又は２bisで定める期日満了の６か月前になっても、責任主管庁が真正性情報を提出していない場合にあっては、無線通信局は、当該主管庁に催促状を送付すること。

5　真正性情報が完全でないことが判明した場合、無線通信局は、主管庁に対して欠けている情報を提出するよう直ちに要請するものとする。いかなる場合でも、完全な真正性情報は、無線通信局によって上記決議事項２及び２bisのそれぞれ適切な方で定められている期日満了までに受領されるものとし、無線通信局はそれを国際周波数情報回章（BR IFIC）に公表すること。

6　上記決議事項２及び２bisで定められた期日満了までに完全な真正性情報が無線通信局によって受領されなかったときは、調整の要求又は付録第30号及び第30A号のプランへの変更若しくは無線通信局に提出された上記決議事項１で定められている付録第30B号の第６条の第Ⅲ節の適用の要求は、失効する。プラン（付録第30号及び第30A号）への変更は全て無効とされ、MIFRへの登録及び付録第30B号のリストへの登録は全て、関係の主管庁に通知された後に無線通信局によって削除される。無線通信局は、この情報をBR IFICによって公表すること。

以下を更に決議し、

本決議の手続は、無線通信規則第９条若しくは第11条又は付録第30号、第30A号若しくは第30B号の規定に基づく規定に追加されるものであり、特に、既存の業務区域に加えて他の国又は国々に加えて業務区域を拡大することに関する規定（付録第30号、第30A号）に基づいた調整の要件に影響を与えないこと。

以下を無線通信局長に指示する。

将来の権限ある世界無線通信会議に、手続的真正性の手続の実施の結果について報告を行うこと。

[1] 本決議は、第一地域及び第三地域の21.4-22GHzの周波数帯における放送衛星業務の衛星通信網又は衛星システムに適用しない。

[2] 付録第30B号（WRC-07、改）の§2.3参照

決議第49（WRC-15、改）の第１附属書

1　第9.7号、第9.11号、第9.12号、第9.12A号、第9.13号及び決議第33号（WRC-03、改）の規定に基づく調整手続を条件とする周波数の割当てを有する固定衛星業務、移動衛星業務若しくは放送衛星業務の衛星通信網又は固定衛星業務、移動衛星業務若しくは放送衛星業務の衛星通信システムは、全てこれらの手続の対象とする。

2　新しい周波数又は軌道位置の追加を含む、付録第30号及び第30A号の第４条の関連する条項による第二地域のプランの変更若しくは既存の業務区域に加え業務区域を他の国若しくは国々へ拡大する付録第30号及び第30A号の第４条の関連する条項による第二地域のプランの変更の要請又は付録第30号及び第30A号の第４条の関連する条項による第一地域及び第三地域における追加的な使用の要求は、全てこの手続の対象とする。

3　付録第30B号（WRC-07、改）の第６条による情報の提出は、新規加盟国が付録第30B号のプランに入るために自国の区域分配[3]の獲得を求めて提出する場合を除いて、全てこの手続の対象となる。

4　上記§1によって衛星通信網のための調整を要求する主管庁は、第11.44号で使用開始期限として定められた期間の終わる前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び宇宙機の製造者に関する真正性情報を無線通信局に提出するものとする。

5　上記§2に基づく付録第30号及び第30A号による第二地域のプランの変更又は第一地域及び第三地域での追加的な使用を要求する主管庁は、付録第30号の第４条の関連する条項及び付録第30A号の関連する条項の規定に基づいて使用開始期限として定められた期間の終わる前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び宇宙機の製造者に関する真正性情報を無線通信局に提出するものとする。

6　上記§3で付録第30B号（WRC-07、改）の第６条を適用している主管庁は、同条の§6.1によって使用開始期限として定められた期間の終わる前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び宇宙機の製造者に関する真正性情報を無線通信局に提出するものとする。

7　上記§4、§5又は§6の規定に基づいて提出される情報は、通告主管庁又は特定の主管庁の集団を代表している主管庁の権限を有する職員が署名を行うものとする。

8　上記§4、§5又は§6によって真正性情報を受領した場合、無線通信局は遅滞なく情報が完全であるか審査する。もし情報が完全なものであると判明したときは、無線通信局は30日以内に完全な情報をBR IFICの特別節において公表する。

9　情報が不完全であることが判明した場合、無線通信局は直ちに主管庁に欠けている情報を提出するように要求する。全ての場合において完全な真正性情報は、衛星通信網の使用開始日に関して上記§4、§5又は§6で定められている適切な期限内に無線通信局によって受領される。

10　上記§4、§5又は§6に定められた期限満了日の６か月前までに衛星通信網の責任主管庁が上記§4、§5又は§6による真正性情報を提出していないときは、無線通信局は責任主管庁に督促状を送付する。

11　本決議で定められた期限までに完全な真正性情報が無線通信局によって受領されないときは、上記§1、§2又は§3に掲げられた通信網は無線通信局によって抹消されなければならない。MIFRへの暫定的な登録は、無線通信局によって該当主管庁に通知した後に削除されるものとする。無線通信局は、この情報をBR IFICによって公表する。

上記§2の付録第30号及び第30A号による第二地域のプランの変更又は第一地域及び第三地域での追加的な使用の要求に関しては、真正性情報が本決議の規定に基づいて提出されていない場合にあっては、変更は無効とする。

上記§3の付録第30B号（WRC-07、改）の第６条の適用に関する要求については、通信網は付録第30B号のリストからも削除される。付録第30B号の分配が割当てに入っている場合には、その割当ては付録第30B号（WRC-07、改）の第６条の§6.33 c)の規定に基づいてプランに戻される。

12　上記§1、§2又は§3によって、MIFRへの登録のために衛星通信網を通告した主管庁は、使用開始日前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び打ち上げサービスの提供者に関する真正性情報を無線通信局に提出する。

13　主管庁が完全な真正性手続は完了したが調整を完了していない場合、当該主管庁による第11.41号の適用を妨げない。

[3] 付録第30B号§2.3参照